

第3回 美里町総合計画審議会生活環境部会 議事録

年 月 日	平成27年10月1日(木)
場 所	中央コミュニティセンター第2研修室
審議開始時間	午後6時02分
出席委員	曾根昭夫委員 松田政治委員 古内世紀委員 徳永幸之委員
欠席委員	引地豊委員 高橋実委員
審議終了時間	午後8時30分

審議開始

—午後 6時02分 開始—

協議

櫻井防災管財課長： 第一部お疲れ様でございました。それでは第二部、生活環境部会を開催させていただきます。お手元に資料をお配りしておりますが、一つ目は前回要請がありました町民の主な勤務先や交通手段などをまとめたものでございます。もう一種類ございますが、こちらは美里町のまちづくりサポートプログラムを今後の提案の内容ということでコピーしたものでございます。審議の際にご活用いただければと思います。

それでは曾根部会長から開会のあいさつをお願いいたします。

曾根部会長： 次回からは全員が出席していただけるよう、事務局でよろしく対応お願いしたいと思います。資料の106ページからになりますか。平成27年度までに何を行ってきたか、何ができなかったのかの経緯を洗いざらいにしなければ、次には進めないと考えています。政策・施策形成に係る進行管理調書の127ページの都市計画マスタープランについてどうなりましたか。調書の②の2段目の土地利用について、どうですか。計画(案)の土地利用がまだ未記載ですので。総合計画見直し時に都市計画マスタープランの整備方針等があったんです。当時は採めました。

沼津建設課長： 平成20年代前半にマスタープランができました。それに基づき大きく土地区画整備が実施されたのが駅東の部分です。

それ以外については特に変更はありません。

曾根部会長： そうすると資料項目の付け合せをしていかなければならないが、分からないのは平成27年度の項目だけが移っていないことである。後で大量に出てくることもあり、混乱してしまう。どれが消えたのか、説明文などはないのですか。

櫻井防災管財課長： そうですね。ありません。

徳永委員： これでいうと旧43は今回の31に統合されています。

曾根部会長： 31ということは、もうここから外れるということになるのですか。

徳永委員： マスタープランという言葉は使っていませんが、31の中に入っていますよと意味ですよ。

曾根部会長：マスタープランのような大きな計画は、外すわけにはいかないと思います。

今そういう言葉がなくなってしまったのなら構わないが、現在もあるのであれば使わないわけにはいかないと思います。外してしまうと皆分からなくなってしまう。

マスタープランは今生きていますか。

沼津建設課長： 生きています。そのマスタープランに基づいて駅東地区では敷地に対する建物の割合を制限しています。駅西も同じです。

曾根部会長： 商業店舗利用地を区分けしているということですね。だとすればやはりその言葉を使わないわけにはいきません。どこであろうと。分からなくなってしまう。以前にあって、今でもあるのであれば、表記は残すべき。

松田委員： 議事１に入っているわけですが、４章の政策と施策を比較して、資料の中に詳しく書いてあるかと思いますが、大きくみると４つの政策と７つの施策となっています。４つ減らしたことにより、今までの施策４３第１項「計画的な土地利用と市街地形成を高めるための計画」、施策２０第３項目「危機管理対策の推進」、施策４８第１項「環境美化の推進と自然環境の保全」、施策５１第１項目「快適で安全な生活環境・住宅環境を整備するための対策」と、似たものをまとめていると思いますが。環境関係は。

ただ一点、生活環境保全と衛生は残っているが、環境美化がなくなったのかな。施策３５に入っているのかと思いますが、お渡しした資料を見ていただきたいのですが、全くお金がかからないプログラムとして教育、環境、教育など５項目すべてに絡むようなプログラムを以前から進言しているが、今後どこに入ってくるのかなと、入りそうなものが削除されています。今日でなくていいので検討していただきたいと思います。

櫻井防災管財課長： 今の校正文ですが、その部分も含めて更新という形で盛り込んでもらえればと思います。どの部分にこういった表現で入るのかを含めて審議いただければ良いと思います。

松田委員： 反対するために削除したのではないということは確かですね。

櫻井防災管財課長： 毎年事業の見直しの際にも進行管理調書を作成するわけですが、継続する事業もあれば終了する事業もあります。まとめられるものは一本化する、分けなければならないものは分けるといった整理点を挙げてもらう。こういった動きは毎回多かれ少なかれあるということでございます。

曾根部会長： 元々の２７年の原稿が次期のものに対してどうなったかが明確であるようにと言っています。今は空白になっている。

徳永委員： 今日の資料３と見比べてみると、施策４３には×が付いていますが、事務局としては施策３１に入れたつもりではないか。また、施策２０の再掲については、元の施策１６しか書きません。あえて再掲はしませんよという意味だと思う。

松田委員： 再掲とは何ですか。

沼津建設課長： 最初から第２章のほうに記載してあるということです。

徳永委員： 元々第２章に施策２０として入っていて、また、載せているということですね。ちなみに施策４８は今度の施策３５に統合していますね。内容はともかく。

松田委員：施策４８と施策４９は統合したということですか。

徳永委員：そうですね。ただそうなっているのかどうかはご検討いただきたいということになります。

施策５０については、これも施策３１にまとめているとのことですが、前の反省も含めて議論していただければと思います。

先ほどのマスタープランなのですが、都市計画マスタープランというのは総合計画、上位計画、下位計画の関係にあるのでしょうか。

沼津建設課長：町全体の計画ではありますが、都市計画区域だけで計画しているところです。

徳永委員：総合計画が上位の計画になっているといった言い方は特にしていないですか。ある意味パラレルで動いている。ですがそれが矛盾していたらおかしいですね。

沼津建設課長：大崎区域の都市計画は県の計画なものですから、そこで用途指定があるかというところはありますが、今は急激な開発などを抑えられるというようなルールでしかありません。

都市計画道路や水路もありますが、ほとんどが国県分です。一部町道などもありますが、全部やっているかと言われればほとんどできていないというのが実情です。都市公園については、全て行っています。

徳永委員：向こうも向こうで目標年次はありますよね。

沼津建設課長：はい。あります。公共下水などもその部分に入ります。

徳永委員：ある意味決めようだと思うのですが、都市計画マスタープランを謳っていることを、マスタープランに書いてあるその通りにやりますよという書き方をするのか、同じことをこちらにも書くのか、特に２３ページの土地利用の部分が空欄になっていますが、ここの書きぶりとの関係も出てくると思うのですが。

沼津建設課長：土地利用につきましては、町としては今のところ大きく変更する予定がないため現行の計画のままでいくというのが主張です。

徳永委員：そういう中で、施策３１の中ではあえて都市計画マスタープランという記述をしていませんが、そこには意図があるのでしょうか。

沼津建設課長：この１０年では駅東で大きな開発も見込めないだろうというのが、今後１０年の計画だと思います。

松田委員：この４章には、重点プロジェクトというのはあるのでしょうか。

徳永委員：４章全体のということですね。

松田委員：２４ページの基本計画を見ますと、重点プロジェクトの表がありますよね。主に４章には２つ入っています。施策３２と施策３４が住環境向上プロジェクトと入って、星印がありますが、次に続く重点１、２、３には何かないのでしょうか。

徳永委員：２７ページのプロジェクト②に施策３２が、次のページに施策３４が書いてありますね。

松田委員：どちらも交通関係と防犯に関することですね。

徳永委員： 環境というのはそこだけかという話にもなりますが。

松田委員： 交通関係が第4章にあるためそのようになったのでしょうか。防犯体制ということですが、町には防犯カメラなどはあるのですか。

櫻井防災管財課長： 今年度駅前地区に設置しております。

昨年空き巣が連続しまして、それを機に、町の事業ではないですが町で補助を出し、駅前商店会が主体となって設置した経緯があります。設置箇所は6か所です。

松田委員： これから各幹線の主要なところには必要になる場合もあるでしょうね。

櫻井防災管財課長： そういった議論も当然あります。他の町にも設置しているところはある、プライバシーなどの課題もあり、町で条例を固めてからでないと設置は難しいと考えています。

古内委員： 先ほどの都市計画のことでお聞きしたいのですが、住宅地の都市計画のようですが、主要な国道や県道沿いに店や工場等が出店したいということがあった際に、町としての計画に基づきそこで認める、認めないというような、道路の幅の取り決めや道路からの距離などのプランはあるのでしょうか。

町が主体的に取り組む都市計画ではないにしても、民間デベロッパーが分譲地をつくりたいとなった際に、最低限の道路幅などのプランがなければ、乱雑に都市化が進み住みにくい町になると思います。

沼津建設課長： 1,000㎡を超える新しい開発については、町の開発指導要綱を基に指導をしていきます。

3,000㎡を超える場合は県の許可が必要になるため、事前にご相談いただいてやっている状況です。

古内委員： 例えばウジェスーパーの場所にもっと他の店も出店したいなどといったこと出てくる可能性、介護施設などができるなどといった可能性もある。まず農業委員会への農地転用などが必要になるのですか。

沼津建設課長： 農地であればまず農地転用と並行して、こういう風に開発したいという相談が来ると思います。内側に通路を設ける場合は、分譲ですから建築の方の許可はどうなるのかと、

美里町は建築指示を持っていないため、古川の土木事務所でお聞きになっていただき、区画や必要なものなどについて指導していただくことになります。

櫻井防災管財課長： 都市計画区域の中でも、全部ではなかったと思いますが用途指定として網掛けしている地域はあります。私が住む所もそうなのですが、今やっている方がやめて建て替えなどをした場合、今後商店経営などはできないなど、そういった規制はあります。

古内委員： やはりまちづくりの決まりがあると住みやすいまちになり、店や工場だけでなく、住民が暮らしやすいまちになっていくのかと思います。例を言いますと、古川の市街地を見ると狭い道路が非常に多いと感じます。バイパスから旧国道4号までの間でも、所々道路が狭くなっています。全く計画されておらず、任せてしまったためだと思います。

下水道の普及率は市街地でも非常に低く、住みにくい町になってしまう。ならば完備されている小牛田に住みたいと考える人は多いのではないのでしょうか。ほかにも子育て環境の充実度合で、保育所とは幼稚園とかですが、小牛田に住みたい、美里に住みたいという人が増えてくるのではないのでしょうか。

今、町外に勤める人がどんどん増えてきています。そういった人達に本町に住んでもらえれば、住民税などの収入は上がり、子どもも増えていきます。一方でそれだけではなく、工場や店が増えていけば、事業所税などが入り財政は豊かになっていくのではないかと思います。両面から皆さんが考えていかれることなのではと思うが、アプローチは大切なのではないかと思います。

沼津建設課長： 今回ウジェスパーがああ場所にくる際にも同じような手続きは必要なため、連携は必要ですし、商工関係ですのでそちらも連携します。農業委員会にも事前の問い合わせが必要です。今回は、踏切についても課題がありました。平成29年度から着手する予定になりましたが、役場は一つですので連携していけば大丈夫だと思います。用途の指定がなければ、そういう風にできると思います。

曾根部会長： とにかく、基盤というか現行がどのようになっているかきちんと捉えなければ次に進めません。計画の持ち込み、答申、計画の内容に入ることとはできません。マスタープランはどうなっているのかを聞いているわけですが、なくしてもいいのでしょうかということを聞いています。

沼津建設課長： 文言に取り入れたいということであれば、マスタープランという言葉を入れてもらって結構です。

徳永委員： 部会の意見として入れ込むべきだというのは分かりますが、単にマスタープランという言葉だけ書けばいいのかというところに対しては、疑問に感じます。前回の計画では絵だけですよね。

沼津建設課長： 前回の施策も43の「計画的な土地利用と市街地形成を進めるための対策」とありましたので、今回はそれと31の施策に統合させており、施策31に土地利用の部分を盛り込んでいくということであればそれで結構です。

徳永委員： 先ほどの説明では、ある程度コントロールは可能というお話でしたが、残念ながら実際はコントロールできないと実感しています。他の市町村でもそうなのですが、6,000㎡を超えると県の承認が、大規模集客施設の場合、県の審議会を通過してくることになります。審議会では市町村にも意見を求めるのですが、土地利用に沿った商業利用に位置づけられている土地ですかということが確認されます。その際に商業利用ではなく資料にあるように（以前の計画書の）活性化拠点として見られるのではないかと思います。

沼津建設課長： ここは特に用途を指定していない土地だと思います。美里町としては用途指定を行っていない土地について、何でもとは言えませんが、開発はできると考えます。

徳永委員： ある程度町民、様々な機会をとらえ、外から来ようとしている方々に明示した上で町民の合意を得る必要があると思います。どういう町になろうとしているのかということを見せることが。言葉で書いてもなかなかそういう町にはなっていないのではないかと思います。現在の都市計画マスタープランについて、どういう書き方をしているか、私はまだ見ていないので何とも言えませんが、今回の土地利用の部分、4章の表現の仕方の整合性は取っていかなければならないと思います。

沼津建設課長： おっしゃることは理解しているつもりですが、美里町単独で考えると、住宅地は足りているのかなど。震災の影響もあり、町外からの家を持たれていない方が相当数いらっしゃいます。駅東については売れてはいますがまだ余裕はあります。今後10年でそこまでの数はこないのではないかと、今回の計画に住宅地を開発するような計画はないのですが。

徳永委員： とはいえ仙台の事例などを見ても、大手デベロッパーではなく、単に農家の方が自分の土地を開発したい、住宅を2、3件建てるだけ、それでもどんどん市街地は拡大してしまいます。既存のところと比べたりないのなら、開発を許可せざるを得ません。仙台市の場合は市街化調整区域ですのでできないと思っていましたが、いくらでも作れる、広げられてしまうのです。そこは目指していないということ、どこかで明確にしておく必要があります。今後の財源を考えると選択と集中だと思います。既存の場所を移せというわけではありません。

下水道にしてもすべて公共下水道だと思われてしまえば、早くつくれという話になります。別のところは個別にやりますという誤解を与えないような形で書いておく必要があると思います。

沼津建設課長： 美里町の都市計画マスタープランの一つに公共下水道があるわけで、公共下水道は国道や108号線沿い、古川境まで、又は青生地区まで、そちらはそちらで進めていかなければなりません。今後10年で完成するとは思っていません。今の宅地沿いの農地は別として、大きい農地を潰すとなると農政も関係してきます。都市計画区域にも農地は入っておりますので、それについては大きく書けないと考えます。

古内委員： 関連性のある話だと思うのですが、今アパートが増えています。管理を請け負いますが、建築費用は地主に負担させる会社も増え、農地に多くのアパートが建てられます。それについて許可はいらないのでしょうか。

沼津建設課長： 農地であれば農業委員会を通して転用する必要があります。転用理由のことや。面積により一反歩を超えれば開発指導要綱により指導が入ります。ライフラインについて電気や電話は大丈夫でも水道はどうか、下水道はどうかかなど、住宅メーカーから相談を受けることはございます。無秩序に許可しているわけでもありません。

曾根部会長： きちんとした形で計画を表すべきだと思います。私は都市計画マスタープランと書くべきだと思います。農地転用に関しては様々な足かせがあるため、大丈夫なのではないかと思っています。

古内委員： 話が飛んでしまって恐縮です。どこかの部会や省で取り扱っているのでしょうか。美里町で住宅団地を分譲して販売していますが、一定の年齢層に集中しているため高齢化が進んでしまい、コミュニティが維持しにくくなっていく、空き家が増えるなどの問題が懸念されています。対策をどこかで考えているなど、それについての見通しはあるのでしょうか。

後藤委員： 案の106ページに居住環境取得控除、若者向け賃貸住宅の整備というくだりがございます。人口減少に対する対応策の一つということで提案しています。お金を投入して新たに賃貸住宅を建てるだけではなく、空き家問題の解消策の一環として、オーナーに改修してもらい、域外、県外から入居者を募集するなどということを考えています。

空き家対策については条例を制定し管理を促していますが、こういったことを上手くジョイントできれば、一つの対策、答えになるのではないかと考えています。

松田委員： 提案があったものは提出するということで、幹事長に第4章をやっていただき、施策31、32と管轄の課長さんにご説明いただいではどうでしょうか。今提案あったものは提案として上げるということで、いかがですか。

櫻井防災管財課長： 委員の皆様に合わせてます。

曾根部会長： 部会として第4章を進めなければならないことは分かりますが、平成27年度のものを分かった上で進めなければいけないと思います。

松田委員： 我々が答申することは、案を審議することで。

曾根部会長： 内容が分からなければ、反省がなければ進められません。

松田委員： 私も分かりませんが、資料があるわけで。

曾根部会長： 資料に載せたら終わりでは、煙に巻かれてしまいます。分からなくなってしまう。反省がないと進められません。だから、さっきマスタープランはどうしたの。って聞きました。消えているので。

松田委員： 部会に入ったら、第４章をやらなくちゃいけないわけですよ。

曾根部会長： それは分かっている。だから、対比する物が分かっていると。

徳永委員： 確かにそれもあるかと思いますが、今回の資料を作成する際に何を考慮してこのようになったのかを簡潔に説明していただいてはどうでしょうか。

古内委員： 賛成です。

沼津建設課長：（進行管理調書）施策４４からです。

松田委員： 建設課は、素晴らしい仕事をしているなと思いました。

曾根部会長： 平成２７年度中途まででもできていないことがありますよね。

松田委員： 平成２６年度まででできていないものについては、資料７に出ていますよ。
事務局から資料が多く出されているので、これを参考に進行しなさいということだと思いますが。

曾根部会長： 都市計画道路の見直しについて、どこをどう見直したのか説明してください。土地利用との結びつきもありますので。

沼津建設課長： 都市計画道路については原則見直しを行っておりません。合併後駅東に二路線追加して以来見直しを行っておりません。都市公園施設の・・・。

曾根部会長： 長寿命化計画とは何ですか。その内容は。期限は。

沼津建設課長： 今ある都市公園については平成２６年５月までには、全遊具を改修しております。それ以降については長寿命化計画を立てております。それ以外の児童遊園などにつきましては、改修計画として随時遊具を取り換えることなどを計画しております。都市公園につきましてはある程度を補助事業とできますが、それ以外につきましては見通しが立っておらず、まず予算の確保が課題となります。

古内委員： 都市公園というのはある程度予算が組めるのでしょうか。

沼津建設課長： 都市公園については国交省から予算が出ています。

古内委員： 公園の規模、設備の面で手入れしているのでしょうか。

沼津建設課長： 都市計画区域の中の都市公園には位置づけがあります。

曾根部会長： それを満たさないとできないのではないだろうか。

古内委員： 住民バスの運行については補助資料にあるのでしょうか。住民バスは赤字に瀕しているかと思うのですが、継続についての方策はあるのでしょうか。

櫻井防災管財課長： 公共交通網についてですが、公共交通の乏しい地域では車に依存します。道路整備という表現になっていますが、公共交通も同じです。バスに関しては交通弱者を補完する意味合いで運行している側面があります。当初は合併前ですが、福祉バスという意味合いが強く、現在は住

民バスという形で残しております。通院などの利用が多くを占めています。１００円で運行しておりますので採算面では当然赤字となりますが、公共機関の使命として運行している部分もあり、町の持ち出しにより運行を継続しております。

古内委員： たしかにこれは多くの地方公共団体で実施しており、必要性も非常に高いため赤字でもやらなければならないと思います。ただ、赤字はどれくらいなのでしょう。

櫻井防災管財課長： 民間のバス会社と複数年契約しておりまして、バス会社が得る運賃収入を引いた差額を町が支払う契約になっております。年間５，０００万弱ほどで、うち１割から２割が運賃収入となっています。道路状況や要望により、毎年運行台数の見直しを行っています。台数を増やしてほしいなどの要望はありますが、すべての要望には応えきれないというのが現状です。

古内委員： ルートの中に買い物施設を入れるといった考えはあるのでしょうか。

櫻井防災管財課長： それは当然ございます。その際にも経路や時間の問題が出てきますので、現在検討しております。高齢者の方々にとっても、利便性の高いものになるよう考えております。

沼津建設課長： 施策４４ですが、１２９ページです。安心安全な道路を整備するための対策ということで、現状と課題について道路を紹介します。少子化、高齢化社会の一層の進行や成熟した社会を迎え、子どもや高齢者、障がいのある方等、交通弱者に配慮した道路環境整備が必要になるということが、現状と課題です。ただ、その中で施策については③の安全安心な道路整備以下４項目でございます。

④では具体的な取り組みをしてまいっております。今までは緊急雇用で臨時的な方々にお願いし、しっかりとした道路パトロールを行ってまいりました。

それ以降施策の２５年、２６年を見ると、今までの取り組みの総括を書いてございます。

美里町の全６５名の行政区長と意見交換を行うことで、行政区長、また各行政区の住民から出された苦情や要望、意見などについて、各行政区長と建設課が共に把握することに取り組みました。お互い情報を共有し、共通の課題、資料を持ち、その後の取り組みや地域課題の解決に向けて方針や改善を進めていきます。

今月には第３回目の調査を実施いたします。行政区長は行政区内で挙げられた意見については把握できますが、一般住民から挙げられた問題や課題についてはその限りではありません。行政で把握した際には行政区長に知らせ、情報を共有する体制となっています。道半ばではございますが、今後も継続して取り組み、行政区長とのやり取りを通し、生活環境に対する地域の満足度を高めていくことが、今回の計画でございます。

松田委員： 建設課が取り組んだ今の案について、私は非常にいいことだと感心しています。今まで役場でそのようなことに取り組んだ人はいなかったように思います。

沼津建設課長： 今まで苦情書類は建設課で一方的に保管しており、行政区長には把握できないものでした。行政区長が抱える認識のずれを修正するため、まず同じ資料を持つところから始まりました。

松田委員： 町内の全行政区にそのシステムを広げてほしいですね。

沼津建設課長： 全部の行政区でやっています。

松田委員： そういうシステムを建設課だけでなく他の全部の課にも広げてほしいです。建設課は６５の行政区全てを把握しているというのは凄いと思います。

沼津委員： 今回の計画は平成２８年度に基準値を設定し、少しでも高めていこうと今回の計画で謳っております。

徳永委員： 今の話は109ページの上から4つ目、「行政区長等と連携し、地域の実情を把握しながら課題解決に向けた取り組みを進めます」にあてはまると読めばよろしいでしょうか。

沼津建設課長： はい。建設課の場合、道路も排水路も公園もということになりますが、全て含めて区長さんとやり取りをしています。

徳永委員： 以前は道路について行っていた取り組みを、道路以外の部分にも広げるということですね。

沼津建設課長： 既に建設課内では広がっています。以前は道路事情だけでしたが、今は土木全体ということで、区長さんと話し合い、行政区長がお持ちの意見、私たちが持っていた意見を出し合い共有しています。本当は課題解決までの期間についても話せばよいのですが、財源の問題があり、話せない状況にあります。区長個人の中で何が一番重要なのかは今後お聞きしようと考えています。

松田委員： こういう良いことはもっと広げるべきだと思います。

沼津建設課長： 例えばその行政区で、公園が一番だった、道路は最後でもいいなどという具体的な意見が出てきますので。

曾根部会長： 行政区長との情報共有と、107ページの住民意向調査の関わりについて説明していただけますか。

沼津建設課長： 企画財政課で1,000人以上を対象に調査を行いました。

曾根部会長： 私は数字的に処理したもの全てに対して不満を感じています。どうしてもしっくりきません。

松田委員： 全部を実行できなければ住民は不満だと思います。ですが、お互いに情報交換して知り合うところまでは凄いいと思います。町の予算の関係から実行されないものがあり、不満が残るのだと思います。

古内委員： 徐々に進んでいるのではないのでしょうか。

松田委員： 今度の案でも予算と計画は関連性が高いことが強調されていますし、予算次第なのだと思います。

徳永委員： 107ページは満足度ではなく重要度ですね。今後これをやっていくことが重要と思うかどうかで、ある程度優先度を見ていただいたのだと思います。

曾根部会長： 数字的に言えば皆不満を感じています。

徳永委員： 見てみなければ分かりませんが、不満についてはまた別のアンケート結果があります。

松田委員： 満たされているからもういいなど、重要度というのは様々なことが考えられます。ここには何か書かないと分からない。逆の意味でとられることもあります。簡単な解説を入れた方がよい。

櫻井防災管財課長： 前回の資料9-2の3ページに満足度、5ページに重要度について書かれています。これをフィードバックしているのだと思われます。

松田委員： 4章に関係ある部分を抜き出したのだと思いますが、ここを見ると一番下にあるのはずっと同じようなものばかりです。こういった項目は必要ないのではないのでしょうか。

古内委員： 道路に歩道が設けられていないところがあるのですが、国道については、住宅が近くあり立ち退きなど費用の関係で出来ない場所はあるとしても基本的に整備することになっていますよね。

沼津建設課長： 国道は国です。

徳永委員： 市街地であれば整備するのが基本ですが、山間部であれば必ずしも整備しなければならないわけではありません。

古内委員： 県道にも住宅地などについては整備するのですか。

沼津建設課長： ほとんどは整備されています。ただ、一般県道は歩行スペースがない場合もあり、整備されていない場所もあります。主要地方道など通行量の多い県道には歩道を付けるようお願いしています。

古内委員： 行政区長や住民の要望が多ければ、動かすこともあるのでしょうか。

沼津建設課長： あります。美里町では国道、県道を整備する制度がありまして、こちらで毎年毎年補助を出しています。

松田委員： 昔は道路から50cmくらいのところに家を建てていました。そういった場所には歩道を設けようがないと思います。

古内委員： 難しい問題があることは分かりました。交通量などを見ながら、徐々に整備していただければと思います。

曾根部会長： こういうことは優先順位をつけて取り組んでいるとは思いますが。区長にも様々な意見があるように聞いています。

沼津建設課長： 補助事業路線を優先してやってきたわけですが、幹線道路にお金が出るかという点、今はもう出ていません。今はどうしているかという点、歩行スペースの確保です。側溝や水路があれば改修し、その上を歩けるようにしています。平らな道路をつくり、子どもや高齢者が通りやすいよう動いているところです。

古内委員： 側溝に蓋をしてもらっただけでも、自転車で通学する生徒などの安全確保にはなると思います。道路が狭いと車とすれ違うだけでも危険だと思います。

沼津建設課長： 歩行者や自転車だけでなく車同士も安全にすれ違えるよう、空間をいかし、なるべく住民が使いやすい道路にしています。

古内委員： 信号機の設置はどうなのでしょう。交通量を見ながら、ということになるのでしょうか。

沼津建設課長： 必要ですが信号機は警察が設置することになっています。

櫻井防災管財課長： 今まで沼津建設課長が申し上げたところは施策31になるのですが、ここは建設だけでなく全体を網羅している部分になっております。それ以降の32以降については各課の事業に特化した内容になっています。

徳永委員： 道路の維持管理を行っていきまうと宣言していることが気になったのですが、今の話のように国道や

県道については要望を出すだけなのではないでしょうか。町道に関しては問題ないと思いますが、これを読んだ町民は国道や県道を含めてしまうと思います。

沼津建設課長： 今はいつ、誰から受けて、誰に要請したかを記録しておりますので、苦情要望として受付、県道についても写真を付け道路管理者に送っています。

徳永委員： 全体に言えることだと思うのですが、全体的に誰がやるのかがよく分からない書きぶりになっています。町なのか住民なのか国なのか、そのあたりの書き方をどうするのか、企画と相談になるのかと思います。

沼津建設課長： 原則的にはその管理者になります。

曾根部会長： そういう表現の方がいいのではないですか。この話は誰かと聞かれるのならば、工夫すればいいと思います。

沼津建設課長： 一般住民がこれを見て、建設課に連絡しようとなる。連絡を受けた建設課は、連絡すべきところに取り次ぐ。今はそのように対応しています。

曾根部会長： 道路に対して良くないことはできません。道路管理者は神経を尖らせていると思います。事故が起ければ確実に賠償をとられます。道路すぐに費用対効果が現れますが、河川はそうではありません。河川は100年計画です。造ったからといってすぐ効果がでるわけではなく、すぐに造れと言われても造れません。堤防が決壊した川への対応も、水防など様々な方法があると思います。やり方などいろいろなものを利用すればよいと思います。

沼津建設課長： 今回は私も現場を見ましたが、水防ではとても対応できませんでした。

曾根部会長： 越流堤があって、別のほうに流すとかするでしょ。その設備もありますよね。

沼津建設課長： あります。

曾根部会長： 越流堤が壊れたわけではないですね。

沼津建設課長： その堤体。越流堤が決壊しました。

曾根部会長： 越流堤というのは通常、コンクリートの堤体で水が来ても壊れないようになっていますが、それが壊れた。考えられない。

沼津建設課長： そういう考えられないことが起こりました。

曾根部会長： 越流堤が壊れることなんて笑われてしまうことだ。

では本日の総括に入りたいと思います。道路、公園について詳しく説明していただきました。次回はこれを含めながら次のステップに進みたいと思います。

公園について一言聞きたいのですが、公園とはかなりの数がありますが、住民の力を借りて維持しなければ綺麗には保てないと思います。駅前公園はどういう方法で管理されているのでしょうか。

沼津建設課長： 業者に委託しています。駅前公園を含み、都市公園については草取りなども地元の行政区や愛好会等に委託しています。地元の方と業者とそれぞれ混じっているところです。

松田委員： それに関連し、一切費用のかからない組織をこれからつくってほしいと思います。

古内委員： 町内会がボランティアでやっているところもありますよね。

沼津建設課長： 業者に委託した場合100万円が必要なところを、行政区に委託する場合は3分の1程度の費用で行ってもらっています。

曾根部会長： 住民の力の使い方として、上手い、良い使い方だと思います。克つ草取りにあたる愛護会の方々も笑って取り組んでいると思います。一生懸命やってもらえるなら良いことだと思います。住民のパワーを活用すべきだと思います。

沼津建設課長： その他の公園については行政区のボランティアにお願いしています。

松田委員： いろいろな組織が連携し合えばいいですよ。

古内委員： ただ道路の草刈りは危険なのでボランティアではできません。

沼津建設課長： 幹線道路については業者への委託もありますが、農家組合などに通行量の少ない時にやってもらっています。

徳永委員： ということであれば、そういうことも書き込んだ方がいいのではないかと思います。
それが今日の内容の部分なのか、それとももっと全般的に、それが協働のまちづくりなのだとどこかで総括として書いてもいいと思います。
一方でそういう組織が今後継続されていくのかという心配も多分にあると思います。

沼津建設課長： 大丈夫だとは思いますが、こちらが勝手にそう思っているだけかもしれません。

曾根部会長： 実績は何年くらいになるのでしょうか。

沼津建設課長： 合併後継続しつづけていますので、もう10年にはなります。

松田委員： 持続性がなければ意味がないです。お祭りでも何でも、持続しなければ町に人は来ません。
農家にとっても仕事をもらえるのでいい話、ありがたい話でもあります。

審議終了

—午後 5時10分 終了—

上記会議内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

会議録署名委員 生活環境部会 部会長

生活環境部会 委員